

衣食足りて礼節を知る

題字 ● 烏帽子田 清氏

第25号

令和2年8月28日（金）

富山県土地改良事業団体連合会 堂故会長による現地視察



事務所にて意見交換



農) あしつきの郷視察



大門町土地改良区 理事長 齊藤 高志

令和2年度の大門町土地改良区だより第25号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様には、常日頃より大門町土地改良区の運営並びに事業推進に対し、ご理解とご支援を賜りますことに厚く御礼申し上げます。また、今後もこれまで以上にご協力をお願いいたします。

本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、活気溢れる年となるはずでしたが、コロナ禍により来年への開催となりました。無事開催されることを願うばかりであります。また、このコロナ禍により、私達の生活への影響は甚大であり、経済への打撃も想像を絶するものと考えられます。治療薬やワクチンが早期に整備され、コロナ禍が収束し、これまでの日常が戻って来ることを切に願うばかりであります。

去る、10月25日に県知事選挙が実施され、皆様もご周知のとおり新人の新田新知事が誕生との結果となりました。保守分裂の選挙でありましたが、県の発展と県民の安心、安全確保にご努力されるものと考えております。また、土地改良の重要性をご理解いただき、これまで以上にご支援を賜りますよう、我々も努力していく所存であります。

さて、本土地改良区におきましては、コロナ禍のなかで多くの行事や研修が中止となりましたが、組合員の皆様のご努力により本来予定しておりました事業等において無事進捗することができております。特に水戸田地区の大型ほ場整備事業におきましては、整備工事は全て完了し、換地作業を年度内に完了させる予定であります。また、昨年度より調査費が導入されておりました島地区大型ほ場整備につきましては、本年度中に認可申請を行い、令和3年度には新規採択の道筋が確保できました。今後は他の要望地区に対しても、早期の調査費導入を県に働きかけてまいります。さらに、維持管理適正化事業や県単独事業においても予定通り推移しており、順次工事発注を終えております。早期の完成に努力してまいりたいと考えておりますので、ご協力を宜しくお願い致します。

最後に、組合員の皆様にはコロナ禍のなかではありますが、ご健康に留意され、希望を持って新年をお迎えされることを切に願ひまして、大門町土地改良区だより発刊のご挨拶といたします。

農地整備事業（経営体育成型）水戸田地区 完成



(完成写真 広々とした田園風景)

平成24年度より事業に着手し、9年間の年月を要して、完成に至りました。
受益面積71.6ha、総事業費14億4,500万円で整備されました。



農業用水への転落事故に 気を付けましょう。

転落事故のうち約8割は、65歳以上の高齢者です。

危険な箇所の周知！

お互いに声掛けをして、危険を回避！

**農業用水路への
転落事故**に気をつけて!!

県内の転落死亡事故のうち
約8割は、65歳以上の高齢者です。
身近な末端水路でも事故が多く発生しています。

事故にあわないための5つの心がけ —地域のみなさまへ5つのお願い—

1. 慣れた道でも、水路沿いは、安全確認!
2. 昼と夜では危険度違う、暗いところは特に注意!
3. 「自分は大丈夫」との意識を改め、余裕を持った行動を!
4. 家庭内でのコミュニケーション、高齢者・子供たちへの声かけを!
5. 一人での水管理や農作業、極力避ける、周囲からの声かけで!

過去10年間の転落事故の状況

過去10年の転落死亡事故は184件

水路沿いの転落事故の状況

発生元 富山県 農林水産部 農村整備課
TEL 076-431-4111(代表)
富山県 農林水産部 農村整備センター
富山県土地改良事業関係団体連合会
TEL 076-424-3380

功 勞 者 表 彰

受賞、おめでとうございます。

令和2年10月9日(金)

大島コミュニティセンターにて射水市農林水産業功労者表彰を受けられました。

理 事 長 齊藤 高志 さん

理 事 寺腰 謙二 さん

総括監事代理 安吉 孝宣 さん



総代会開催状況

○第53回通常総代会

令和2年3月23日（月）午後2時～

提出議案

- 議案第1号令和元年度大門町土地改良区一般会計における繰越明許費の設定について
- 議案第2号令和2年度事業計画について
- 議案第3号令和2年度大門町土地改良区一般会計予算について
- 議案第4号令和2年度大門町土地改良区農地転用決済金特別会計予算について
- 議案第5号令和2年度大門町土地改良区退任退職給与積立金特別会計予算について
- 議案第6号令和2年度大門町土地改良区庄川右岸中部用水調整委員会特別会計予算について
- 議案第7号令和2年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 議案第8号令和2年度役員並びに総代等の報酬及び費用弁償について
- 議案第9号金銭預入先金融機関について
- 議案第10号利水調整規程について

○第54回臨時総代会

令和2年8月21日（金）午後2時～

提出議案

- 議案第1号令和元年度事業報告について
- 議案第2号令和元年度一般会計収支決算について
- 議案第3号令和元年度特別会計収支決算について
- 議案第4号令和元年度財産目録について



令和元年度 事業報告について

1. 地区及び組合員の状況

- (1) 地区総面積 田：980.19ha 畑：16.23ha
 (2) 組合員数 1,455名

2. 事業の状況

農地耕作条件改善事業

(単位：円)

地区・工事名	事業量	事業費	財源		施工者	契約金額
			交付金	地元負担金		
八塚地区	水路整備 L=127.0m	7,300,000	5,475,000	1,825,000	新栄建設(株)	7,150,000
大門本江地区	排水路整備 L=10.0m	1,826,000	1,260,000	566,000	(有)坂田建設	1,826,000

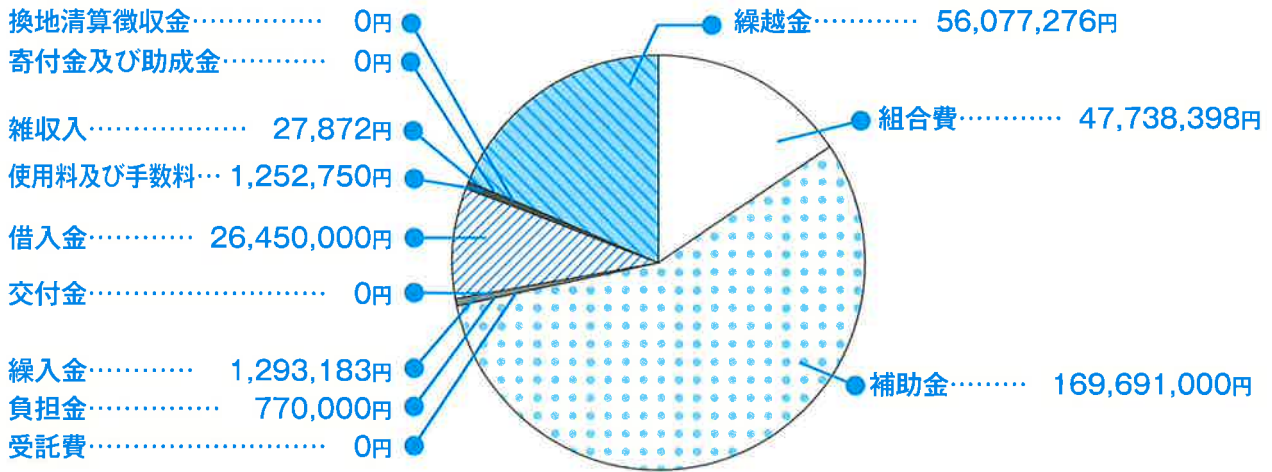
土地改良施設維持管理適正化事業加入状況

(単位：円)

加入年度	地区名	事業費(千円)	実施年度	拠出金(令和元年度)			完了年度
				事業費	事務費	計	
H30	浅井161号用水路	2,600	R2	270,000	11,070	281,070	R2
R1	下条排水路	2,700	R3	156,000	6,396	162,396	R5

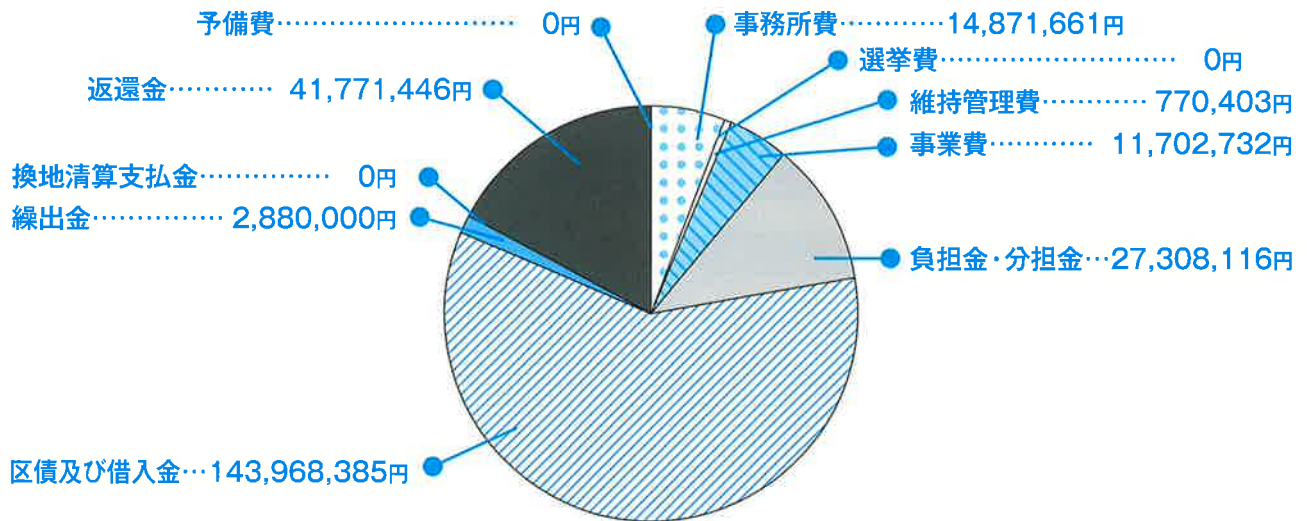
令和元年度 一般会計収支決算

収入



収入決算合計
303,300,479円

支出



支出決算合計
243,272,743円

収入決算額 303,300,479円

支出決算額 243,272,743円

収支差引残高 60,027,736円 翌年度へ繰越

令和元年度 特別会計収支決算

農地転用決済金収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
30,311,000	30,872,800	1,293,183	29,579,617

退任退職給与積立金収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
7,990,000	7,988,842	0	7,988,842

庄川右岸中部用水調整委員会収支決算

(単位：円)

予算額	収入決算額	支出決算額	次年度積立額
36,779,000	37,078,577	1,166,544	35,912,033

令和元年度 財産目録

資産の部

(単位：円)

項 目	金 額
1. 流動資産（現金・貯金）	60,139,566
2. 特定資産（見返金・出資金など）	73,618,492
3. 固定資産（土地・建物・備品など）	30,367,770
合 計	164,125,828

負債の部

(単位：円)

項 目	金 額
1. 長期負債	206,003,367
2. 短期負債	73,480,492
合 計	279,483,859

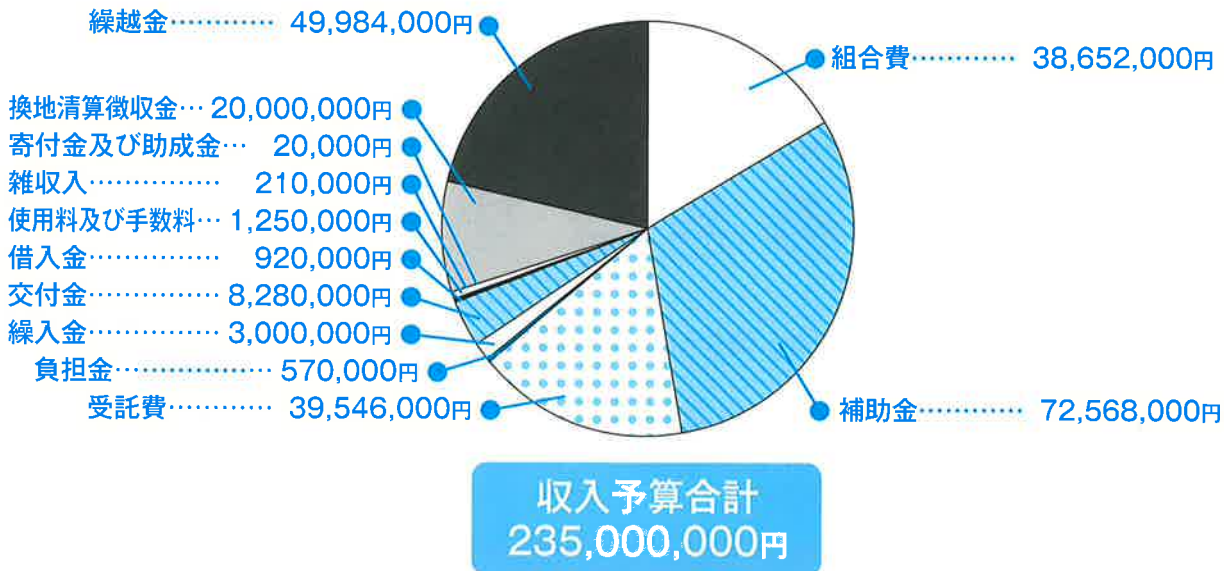
主 な 行 事

月 日	内 容
平成31年	
4月22日	第1回理事会（現地視察）
令和元年	
6月16日	とやま森の祭典
7月2日	換地研修会（前期）
5日	監事会・監査会
12日	富山県土地改良区理事長会議
19日	第2回理事会
8月20日	第52回臨時総代会
11月7日	農業農村整備に関する意見交換会
8日	とやま水土里フォーラム
14日	ほ場整備研究会先進地研修（～15日・石川県）
15日	指名委員会

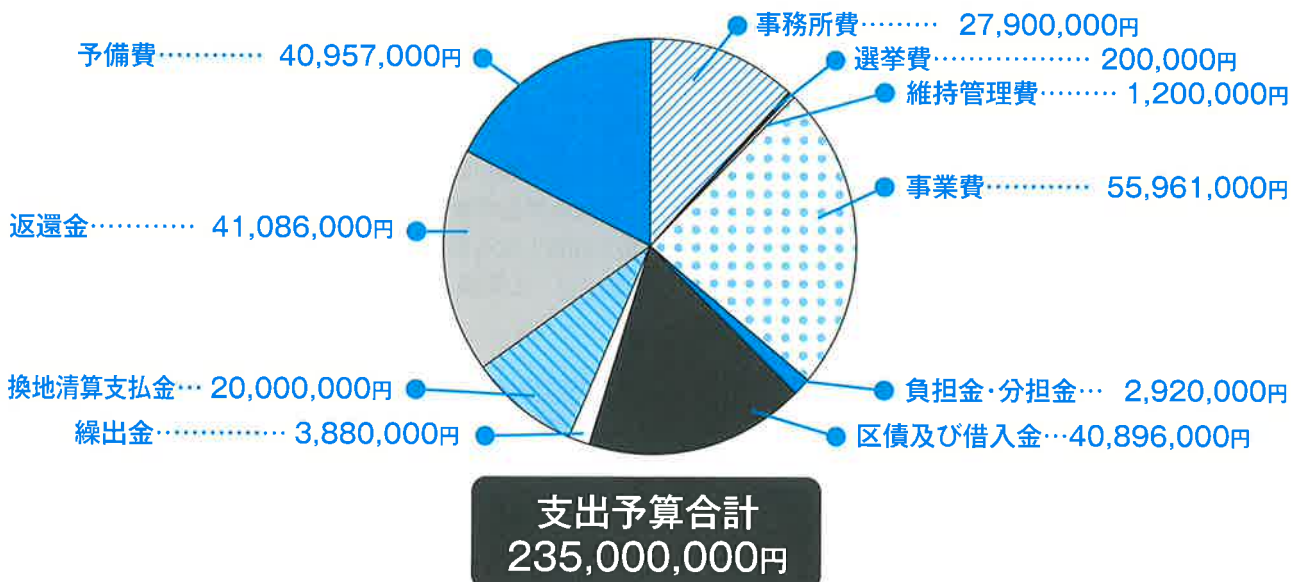
月 日	内 容
12月6日	山の谷ため池調整委員会
12日	庄川右岸中部用水調整委員会（1回）
令和2年	
1月15日	監事会・監査会
17日	第3回理事会
2月4日	換地研修会（後期）
19日	ほ場整備研究会
21日	第4回理事会
3月12日	庄川右岸中部用水調整委員会（2回）
23日	第53回通常総代会

令和2年度 一般会計収支予算

収入



支出



令和2年度 特別会計収支予算

農地転用決済金収支予算

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	32,000,000	30,311,000	1,689,000

退任退職給与積立金収支予算

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	8,900,000	7,990,000	910,000

庄川右岸中部用水調整委員会収支予算

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
収入・支出	37,600,000	37,079,000	521,000

令和3年度賦課金納入のお願い

賦課基準日(令和3年4月1日現在)

経常賦課金(令和3年6月発行)

- 1 運営事務費(高岡市下麻生地区を除く) **田10a 当たり 2,000円、畑10a 当たり 500円**とする。
- 2 水利費 庄川右岸中部用水受益について、**田10a 当たり 1,000円**とする。

特別賦課金(令和3年11月発行) 事業の償還に充てるために賦課するもの

お知らせ

●賦課金の領収書について

口座振替で賦課金を納入されている方は、通帳記入をもって領収書と替えさせていただいております。ご理解をお願いします。

なお、領収書が必要な方は、当土地改良区までご連絡ください。

また、金融機関より振込される場合は、手数料が掛かります。振込手数料は、組合員様の負担となりますので、お口座からの引落をお勧めいたします。

変更があったときは 必ず届け出が必要です!

◎組合員の変更があったとき【土地改良法第43条】

- 組合員が亡くなられた場合
- 住所や登録組合員名を変更する場合
- 農地の売買、貸し借り、贈与、交換等で変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

組合員及び引落口座に変更があった場合は、**貯金口座振替依頼書**の提出が新たに必要となります。

◎農地の転用には、転用申請・転用決済金が必要です。【土地改良法第42条2項】

- 転用申請、転用決済金の納付が行われないと、土地改良区の台帳が更新されず、毎年賦課金が掛かります。
- 公共(道路・公園等)用地として転用される場合でも、転用決済金の納付が義務付けられています。
- 公共道路への転用や寄付の申請が忘れられていて、後日問題となる場合が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約の際は、土地改良区への申請、転用決済金の処理について十分協議し、必ず申請してください。

土地改良区への手続きは自己申告です

※役所で手続きを行っても、土地改良区の台帳は修正されませんので、ご注意ください。

土地改良施設を他の目的に使用する場合は、申請・承認が必要です!

- 土地改良区が維持管理する、用排水路、農道、ため池等を改築、蓋掛け等、農業以外の目的で使用する場合は、申請・承認が必要です。
- 施設の利用者は承認条件を厳守し、土地改良区に対して不利益な行為や事業に支障となる場合は、その一切の責任を負うこととなります。
- 施設の試用期間は5年です。継続の場合は更新手続きが必要です。
- 無届の施設については、現況復旧することを原則とし、又その間の事故等一切の責任は、土地改良区は関知いたしません。

大門町土地改良区 e-mailアドレス

daimonmatidokai@po11.canet.ne.jp